

- 第1章 総則
- 第2章 部員
- 第3章 組織
- 第4章 活動
- 第5章 運営
- 第6章 禁止事項
- 第7章 雑則

第1章 総則

第1条 (目的)

本チームは、野球を通じて健康の増進、人的交流の開発に取り組み、もってスポーツマンシップを涵養し、地域に広く受容されるチームを形成することを目的とする。

第2条 (名称)

本チームの名称は「京都Falcons」とする。

2 本チームの名称の英語表記は「KYOTO Falcons」とする。

第3条 (方針)

本チームの活動は、次の各号に掲げる方針をその趣旨とする。

- ①野球を楽しみ、チーム一丸が一丸となって勝利を目指す。
- ②審判、対戦相手、チームメートに敬意をもって接し、礼節とマナーを重んじる。
- ③社会人として常識ある行動を心掛ける。

第2章 部員

第4条 (入部)

部員の入部は、入部を希望する者による申出を端緒とし、本規約への合意、代表による入部の合意、部費の完納及びユニフォームの発注をもって入部を認める。

第5条 (退部)

部員の退部は、退部を希望する者による申出を端緒とし、代表による合意をもって退部を認める。

2 前項の申出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退部を希望する日の1か月前までに行わなければならない。

3 部員の退部は、合理的な理由なくこれを妨げてはならない。

第6条 (除名)

運営幹部は、処分規定に基づき部員を除名することができる。なお部員の除名には運営幹部の4分の3による同意を必要とする。

第3章 組織

第7条 (構成)

本チームには、運営幹部として代表、副代表、監督、会計を置く。

- ①代表はチーム運営の総合的な調整を行う。
- ②副代表は、代表の職務を補佐する。
- ③監督は、チーム活動の統括を行い、試合における最終的な支持ならびに他チームとの連絡調整を行う。
- ④会計はチーム活動に係る経理を行う。
- ⑤運営幹部の職務はその趣旨に反しない範囲で、相互に代理及び補佐することができる。

2 本チームには、前項第1項から第4号に定める役職の他、運営幹部の過半数による同意に基づき、運営に必要な役職を置くことができる。設置された役職は、運営幹部とすることができる。

3 本チームには、運営幹部以外の構成員として一般部員及びマネージャーを置く。

第8条 (選任・解任)

運営幹部は自薦又は他薦によって一般部員からその候補者を選定し、運営幹部及び一般部員の過半数による同意をもってこれを選任する。

- 2 前項の手続きは、まず運営幹部の過半数による同意を求め、これを得た者につき一般部員の過半数による同意を求めることとする。

第9条（解任）

運営幹部は本人による辞任の申出、運営幹部の過半数による解任の提案ならびに一般部員の過半数による解任の提案を端緒とし、運営幹部及び一般部員の過半数による同意をもってこれを解任する。

- 2 前項の手続きは、運営幹部及び一般部員の過半数による同意を一斉に求めるものとする。
- 3 運営幹部の辞任及び解任は、チーム運営に対する影響を最小限に留めるよう努めなければならない。
- 4 運営幹部の辞任及び解任は、合理的な理由なくこれを妨げてはならない。

第4章 活動

第10条（主たる活動）

チームは主たる活動として、軟式野球における対外試合、練習及び紅白戦を実施することができる。

- 2 チームの主たる活動は、京都市およびその周辺地域で行うこととする。但し、必要に応じて近隣地域への遠征及び当該地域における大会参加を行うことを妨げない。

第11条（従たる活動）

チームは従たる活動として、懇親会を実施することができる。

- 2 チームは懇親会におけるレクリエーション及び表彰の実施のため、年に2回を上限として経費を支出することができる。なお、1回の支出における上限は1万円とし、当該支出によりチームの主たる活動に支障を来すことのないよう十分に配慮しなければならない。

第5章 運営

第12条（活動日程の調整）

運営幹部（又は設置された役職がある場合は、その役職にある者。以下この章において同じ。）は、主たる活動を実施するためのグラウンドの確保、日程調整、その他の連絡調整を実施し、日程調整の結果に基づき活動を企画する。

第13条（活動の実施）

運営幹部は活動日において、その運営及びその運営に必要な渉外調整を実施する。

- 2 部員はあらかじめ定められた活動日程及び自身の出欠に係る意思表示に即して活動に参加し、活動が円滑に実施されるよう、運営幹部に協力しなければならない。

第14条（会計）

チームは別途定める会計規則に基づき、活動予算を編成し、部費を徴収し、活動に係る支出及び経理を実施する。

第6章 禁止事項

第15条（威圧的・挑発的言動の禁止）

部員は他の部員、対戦相手、審判、その他活動において接する者（以下、「他者」とする）に対して、暴言、侮辱、その他威圧的・挑発的言動をしてはならない。

第16条（破壊行為の禁止）

部員はチーム及び他者の所有物に対し、破壊行為を行ってはならない。

第17条（誹謗中傷行為の禁止）

部員はインターネット上、SNS上において、チーム及び他者に対する誹謗中傷を行ってはならない。

第18条（その他迷惑行為等の禁止）

その他、チームの活動の趣旨に照らし、チーム及び他者に危害を加え、その名誉や信頼を毀損する行為をしてはならない。

第7章 雑則

第19条（処分）

チームは、部員がその趣旨に反する活動をし又は禁止事項に該当する行為をした場合、処分の対象とすることができる。

2 処分は次の各号に掲げる方法によって実施する。

- ①口頭又は文書による戒告
- ②対外試合における起用の制限
- ③活動の制限
- ④除名

3 前項第4号による処分は、その他の処分により当該部員の行動の改善が見られなかった場合に限り実施することができる。

第20条（規約の改定）

本規約は、運営幹部により適宜改定することができる。改定された規約は内容を一般部員に対して交付し、過半数の同意を得ることによって発行する。

2 発効しなかった改定は、実施しなかったものとする。

第21条（定めのない事項に関する協議）

本規約に定めのない事項については、適宜運営幹部又は部員により協議するものとする。

附則

本規約は、令和8年3月1日より施行する。